令和　　年度　家屋敷課税等に係る申告書

御杖村長　殿

令和　　年　　月　　日提出

御杖村内に事務所・事業所・家屋敷を有していますので、下記のとおり申告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税義務者（建物を有する方） | 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 現住所 |  |
| １月１日現在の住所 |   |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 電話番号 | 　　　　　（　　　　）　 | 職業 |  |
| 家屋敷等該当地 | 区　分 | 事務所 ・ 事業所 ・ 家屋敷　（該当するものを○印で選んでください） |
| 所有地 | 奈良県宇陀郡御杖村大字 |
| 屋号（店舗名） | 　 |
| 電話番号 | 　　　　　（　　　　）　 | 職業 |  |

○留意事項

（１）１月１日、御杖村内に住所を有しない方であっても、村内に事務所・事業所・家屋敷を有している場合は、

村民税・県民税の均等割が課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書欄の必要事項を明

記のうえ、御杖村役場住民生活課へご提出ください。（郵送可）

（２）事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、事業を行うための設備があ

　　　り、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りてい

　　　ても該当します。（例えば、医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこ

れに該当します。）

（３）家屋敷とは、自己または家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつで

　　　も自由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無および自己所有かど

　　　うかを問いません。（例えば、住宅地以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地と別に設けてい

　　　る単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅（実家）などがこれに該当します。）

（４）この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら御杖村役場住民生活課までお問い合わせく

　　　ださい。（電話：0745-95-2001（内線114））